

# ボランティア・市民活動センターだより

## 初級手話講習会参加者募集

初めての方も大歓迎!! 手話を覚えてみませんか?

**日時** 4月4日～9月12日までの毎週土曜日  
(5月2日、7月25日、8月8日を除く  
全21回) 午後3時～5時

[手話]  
こんにちは

**場所** 旭区在宅サービスセンター 3階多目的室  
(旭区高殿6-16-1)

**講師** 栗栖 憲 氏(ボランティアグループ旭)

**対象** 手話に関心がある方 講習会終了後も  
継続して学習し、活動してみたい方

[手話]  
よろしく  
お願いします

**定員** 30名(先着順) **参加費** 無料

**申込方法** 3月5日(木)～ 電話・FAX・メールにて受付  
【講座名・氏名・住所・連絡先】をお伝えください。  
※定員になり次第締め切ります。

**問合せ** 旭区在宅サービスセンター内  
旭区社会福祉協議会(担当:宮田)

☎ 6957-2200 FAX 6957-7282

✉ asahiswc@star.odn.ne.jp

**主催** ボランティアグループ旭/旭区社会福祉協議会

## 旭区内のボランティアグループを 紹介していきます!

旭区内では高齢者・障がいのある方・子ども  
への支援、地域活動、パフォーマンスなど、  
様々なボランティアグループがボランティア  
活動をされています。

次号(令和2年6月発行)から、旭区ボラン  
ティア・市民活動センターに登録されているボ  
ランティアグループを1団体ずつ紹介してい  
きます。それぞれのボランティアグループの魅  
力をお伝えできればと思います。お楽しみに!



## 令和2年度 ボランティア保険 加入のご案内

大阪市社会福祉協議会が取り扱っている令和  
元年(平成31年)度ボランティア活動保険の有  
効期限が、令和2年3月31日で終了します。

令和2年4月1日よりボランティア活動をされ  
る方は、令和2年3月中旬～末までに旭区社会福  
祉協議会(旭区ボランティア・市民活動セン  
ター)までお申込みください。なお、4月以降も随  
時受け付けておりますが、保険適用は申込日の  
翌日から令和3年3月31日までとなります。

## 令和2年度「福祉ボランティア活動応援資金」払出先の募集

「福祉ボランティア活動応援資金」では、区内でボランティア活動をおこなう団体を対象に、払出先を募集します。  
受付期間、申込申請につきましては次のとおりです。

**対象** 大阪市旭区内で福祉ボランティア活動をおこなっているグループ(5人以上で構成されていること)  
※福祉ボランティア活動とは、地域や福祉施設でおこなわれる、主に高齢者・障がい者・児童を対象と  
した自発的な市民活動をいいます。

**受付期間** 4月1日(水)～4月15日(水)必着

**申込方法** 払出申請書を旭区社会福祉協議会(旭区ボランティア・市民活動センター)までご提出  
ください。(申請書は窓口に設置するほか、本会ホームページに掲載します。)

**活動内容** 普及・啓発活動、ボランティアの養成・研修など

**対象経費** 継続的に福祉ボランティア活動を推進するために必要なグループの活動費・運営費など  
(例:活動に必要な資機材・備品などの購入)

**払出金額** 4万円以内 ※福祉ボランティア活動応援資金は、3年まで連続して受けることが可能です。  
4年目は申請できませんがその翌年は申請できます



## 善意銀行だより

善意銀行では、ご寄附いただいた金品を、社会  
福祉活動・事業充実のために、有効に活用させて  
いただいております。皆さまの温かいご協力をい  
ただきますよう、お願いします。

令和元年10月～令和元年12月までの間、次の  
方からご寄附いただきました。

・千林商店街振興組合・大宮連合女性部・セブン  
ゆう・井上 玲子・簗田 秋子・寺西化学工業株式  
会社・大阪東部ヤクルト販売株式会社・千成ヤク  
ルト販売株式会社・清現寺・清現寺婦人会・株式  
会社丸徳モーターズ・明るい社会づくり運動なに  
わネットワーク(預託順・敬称略)

## 会員(賛助)募集

皆さまからの会費を大切に  
活用しています。

旭区社会福祉協議会では、明るい住みよいまちづくりを進め、地域福祉の  
充実を図るために、様々な事業をおこなっています。

その財源は、市からの交付金のほか、共同募金の配分金、会員の皆様から  
の会費収入及び善意の寄付等で成り立っています。ぜひ、皆さまのお力添え  
をいただき、ひとりでも多くの皆様や企業・各種団体の方々にご入会いた  
だきますようお願いいたします。

会費収入による主な事業 ●ふれあい広場 ●広報紙発行 ●車いす貸出事業 など

**賛助会員会費** ・個人会費 1口 1,000円  
・団体会費 1口 10,000円

※口数に制限はありません。  
賛助会費は所得税や法人税の  
優遇措置が受けられます。

**問合せ** 旭区社会福祉協議会 ☎ 6957-2200